

北海道本人確認情報等保護審議会運営要領（案）

第1 趣旨

この要領は、住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）第12条の規定に基づき、北海道本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議等の公開

- 1 審議会の会議は、公開とする。ただし、本人確認情報及び附票本人確認情報の保護等のため審議会が不適当と認めるときは、非公開とすることができる。
- 2 審議会の資料は、公開とする。ただし、審議の途中にあるもの及びその他公開することが不適当であると審議会が認めるときは、非公開とすることができる。

第3 関係行政機関の職員等の出席等

- 1 審議会は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他適当と認める者（以下「関係行政機関の職員等」という。）の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員等に対し関係文書、参考資料等の提供を求めることができる。

第4 議事録等の作成

- 1 審議会は、次の文書を作成する。
 - (1) 答申・意見等の内容を記録した文書
 - (2) 議事録
- 2 議事録には次の事項を記載する。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 発言者及び発言内容
 - (5) その他必要な事項

第5 補則

この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年●月●日から施行する。

（※施行日は改正条例施行の日と同日とする。）